

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株) 亶理地区第十治山工事共同企業体  
代表者  
岩手県一関市竹山町6番4号  
株式会社 平野組  
  
構成員  
宮城県加美郡加美町赤塚37  
丸か建設 株式会社  
  
構成員  
青森県弘前市大字高田1-10-12  
富士建設 株式会社
2. 指名停止措置期間  
平成28年1月14日から平成28年1月27日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：  
(株)平野組・丸か建設(株)・富士建設(株) 亶理地区第十治山工事共同企業体は、東北森林管理局長と締結した「亶理地区第十治山工事」において、平成27年8月1日、重機で山砂を敷ならす作業中、重機が山砂を乗り越えた際に運転していた作業者が重機の外に投げ出され、重機の下敷きとなる重大災害を発生させた。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については2週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 部局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070